

京樽発行の商品券類の払い戻しに関するお知らせ

平素より、株式会社京樽をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。
このたび、株式会社京樽が発行する商品券類を**2026年3月31日(火)**をもちまして
終了とさせていただきます。上記期限までに使用されなかった商品券類につきましては、
資金決済に関する法律 第20条第1項に基づき、下記の通り払い戻しをいたします。

払い戻し申し出期間 **2026年4月1日(水)～2026年6月5日(金)**

- 払い戻し対象：株式会社京樽が発行している下記商品券類
ギフト券、お内渡票、商券カード、美味しんぼカード

商品券の見本



■ 払い戻し方法：

- ① お申し出される方の氏名・住所・連絡先を、下記お問い合わせ先まで **電話** にてご連絡ください。ご連絡いただきましたら、当社より返信用封筒と「商品券払戻申請書」を郵送いたしますので、必要事項(お名前、ご住所、電話番号、口座情報、商品券の種類・枚数)をご記入のうえ、返信用封筒に、「商品券払戻申請書」と、商品券を同封してご返送ください。
- ② 返送された「商品券払戻申請書」の記載内容と商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額をお振込いたします。※返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担いたします。※郵送での申し出は2026年6月5日(金) 消印までが有効となります。期間内に債権の申し出がなかった前払式支払手段の保有者は、当該払い戻しの手続きから除外となります。※いただいた個人情報は、払い戻し手続きの目的にのみ使用いたします。

<お問い合わせ先>

株式会社京樽 営業支援課 03-3527-2870
受付時間:午前10時～午後5時(土日祝日を除く)